

平成 28 年度 堺市子ども虐待事例検証報告書の概要

1 事例概要

堺区のマンションで平成 27 年 6 月、当時 3 歳の男児を浴室に監禁したとして、大阪府警が平成 28 年 7 月 27 日に、実母と養父を監禁容疑で逮捕した。本児は平成 27 年 6 月 15 日に浴室で溺れたとして心肺停止状態で病院に救急搬送されたが、3 日後に死亡した。

本市の関わりとしては、本児が生後 3 カ月の時に一時保護した後、実母の同意により乳児院に入所措置をした。その後、実母と養父から本児を引き取りたいとの要望があったため、児童養護施設へ措置変更後、段階的な親子交流を経た後、本児は家庭引き取りとなっていた。

2 検証経過

	開催日	案件
第 1 回	平成 28 年 8 月 19 日	今回の子ども虐待検証部会の進め方について 事例の報告について
第 2 回	平成 28 年 10 月 3 日	事例に対するヒアリング
第 3 回	平成 28 年 11 月 4 日	第 2 回 子ども虐待検証部会であがった課題 事例に対するヒアリング
第 4 回	平成 28 年 11 月 30 日	本事例にかかる課題及び再発防止対策について
第 5 回	平成 28 年 12 月 19 日	検証報告書素案に対する意見調整
	平成 29 年 1 月 24 日	検証報告書提出

3 再発防止に向けた提言

項目	提言内容
家庭引き取りの際の留意事項	①家庭引き取りにかかるアセスメントを多角的に行い、家庭復帰後の支援体制を整備すること。 ②家庭引き取りに向けて、親子関係が安定して再構築されるよう、丁寧な支援を行うこと。
家庭引き取り後の支援について	③家庭引き取り後の役割分担を、支援機関間においてきっちりと分けること。 ④家庭引き取り後、子ども相談所は、時系列的に家庭の状況やニーズの変化を把握して、長期的な展望をもったケースマネジメントを行うこと。 ⑤個別ケース検討会議の運営方法の見直しを行うこと。
家庭引き取り後の一時保護について	⑥家庭引き取り後の一時保護は、家庭再統合に向けた親子の関係性の継続や子ども相談所との信頼関係の維持を尊重しつつも、子どもの生命及び安全を第一にとらえ判断すること。 ⑦一時保護を解除する際は、今後受傷機転の不明な傷がある場合は、子ども相談所としてどのように対応するかをあらかじめ保護者に伝えておくこと。
その他	⑧子ども相談所の体制強化及び区子育て支援課家庭児童相談体制の強化